

様式第一（第七条の五及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に商品を使用しているも、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

販売業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

(備考)

- 一 電話勧誘販売の場合は、様式中「第九条第一項」を「第二十四条第一項」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に権利を行使していても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 販売業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (7) 権利の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三 役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四 役務提供契約の場合は、省令第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二（第三十一条の四関係）

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は連鎖販売業を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

連鎖販売業を行う者の名称

印

住所

電話番号

統括者の名称

印

住所

電話番号

（備考）

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第三（第三十九条の二の三関係）

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所

電話番号

(備考)

- 一 特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (7) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

様式第四（第四十六条の四関係）

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第五（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく  
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方からクーリング・オフされることがあることをお知らせするものです。

- (1) 引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
- (2) 当該売買契約の相手方は、(4)に示す年月日から8日を経過するまでは、当該契約をクーリング・オフできます。
- (3) また、事業者が法で定められた書面の交付を当該契約の相手方に行っていなかった場合及び当該契約につきクーリング・オフを妨げるために事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、(2)の期間を経過するまでに当該契約の相手方がクーリング・オフできなかった場合は、(2)の期間を経過した後も当該契約はクーリング・オフされることがあります。
- (4) 事業者が法で定められた書面を当該契約の相手方に交付した日：

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されます。

物品を引き渡す日：

<クーリング・オフされることがある物品>

引き渡す物品の種類：

引き渡す物品名：

引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称

印

住所

電話番号

様式第五の二（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく  
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方から既にクーリング・オフされていることをお知らせするものです。

- (1) 引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
- (2) 当該契約は既にクーリング・オフされています。当該契約の相手方からの求めに従い、引き渡す物品の返還に応じていただく必要があります。

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されます。

物品を引き渡す日：

<既にクーリング・オフされた物品>

引き渡す物品の種類：

引き渡す物品名：

引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称

印

住所

電話番号

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
- (6) 物品の引渡しに既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

購入業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

様式第七（第五十七条関係）

申 出 書

年 月 日

殿

氏名又は名称

住 所

電話番号

下記のとおり、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第 60 条に基づき、申し上げます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地：

名 称：

2. 申出に係る取引の態様

3. 申出の趣旨

4. その他参考となる事項